

1 議 事 日 程（第1日）

（平成22年第3回有田川町議会定例会）

平成22年9月8日

午前9時30分開会

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 閉会中の所管事務調査報告について
- 日程第5 報告第19号 専決処分の承認を求めることについて
平成22年度有田川町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第6 報告第20号 平成21年度有田川町財政健全化判断比率等について
- 日程第7 議案第88号 平成21年度有田川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第89号 平成21年度有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第90号 平成21年度有田川町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第91号 平成21年度有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第92号 平成21年度有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第93号 平成21年度有田川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第94号 平成21年度有田川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第95号 平成21年度有田川町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第96号 平成21年度有田川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第97号 平成21年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第98号 平成21年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第99号 平成21年度有田川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第100号 平成21年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算

- の認定について
- 日程第20 議案第101号 平成21年度有田川町栗生財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 議案第102号 平成21年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 議案第103号 平成21年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 議案第104号 平成21年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 議案第105号 平成21年度有田川町水道事業会計決算の認定について
- 日程第25 議案第111号 有田川町道路線の廃止について
- 日程第26 議案第112号 有田川町道路線の廃止について
- 日程第27 議案第113号 有田川町道路線の認定について
- 日程第28 議案第114号 有田川町道路線の認定について
- 日程第29 議案第115号 有田川町道路線の認定について
- 日程第30 議案第80号 平成22年度有田川町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第31 議案第81号 平成22年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第82号 平成22年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第33 議案第83号 平成22年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第34 議案第84号 平成22年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第35 議案第85号 平成22年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第36 議案第86号 平成22年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第37 議案第87号 平成22年度有田川町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第38 議案第106号 有田川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第39 議案第107号 有田川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第40 議案第108号 有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第41 議案第109号 有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第42 議案第110号 有田川町過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第43 議案第116号 有田川町農林水産物直売食材供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第117号 有田川町林業活性化センターの指定管理者の指定について
- 日程第45 議案第118号 有田川町生産物販売施設の指定管理者の指定について
- 日程第46 議案第119号 有田川町健康管理センター、有田川町農林産物振興センター、有田川町生産物販売施設、有田川町農林漁業体験実習館、有田川町林業交流活性化センター、有田川町野営場等林間休養施設、有田川町山の家、有田川町ふるさとふれあいの丘及び有田川町営キャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程第47 議案第120号 有田川町農林産物加工直売施設の指定管理者の指定について
- 日程第48 議案第121号 有田川町木材利用促進加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第49 議案第122号 名誉町民の称号を贈ることについて

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	増谷憲	2番	堀江眞智子
3番	橋爪弘典	4番	東武史
5番	岡省吾	6番	前勢利夫
7番	湊正剛	8番	佐々木裕哲
9番	森本明	10番	殿井堯
11番	坂上東洋士	12番	楠部重計
13番	新家弘	14番	西弘義
15番	中山進	16番	竹本和泰
17番	亀井次男	18番	森谷信哉

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

4番	東武史	15番	中山進
----	-----	-----	-----

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（22名）

町長	中山正隆	副町長	山崎博司
清水行政局長	保田永一郎	会計課長	西尾幸治
総務課長	山田清美	企画財政課長	武内宣夫
総合業務課長	高垣忠由	消防長	前田英幸
福祉課長	大方肇	環境衛生課長	河島一昭
住民課長	赤井康彦	税務課長	星田仁志
建設課長	東信行	産業課長	福原茂記
地籍調査課長	上岡重和	水道課長	前守

下水道課長 東 敏 雄 教育委員長 早 田 智 代
教 育 長 楠 木 茂 学校教育課長 坂 上 泰 司
社会教育課長 三 角 治 監 査 委 員 栩 野 信 義

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長 山 下 時 克 書 記 池 尻 ひろ子

8 議事の経過

開会 9時30分

○議長（前勢利夫）

おはようございます。

ただいまの出席議員は、18人であります。

定足数に達していますので、第3回有田川町議会定例会は成立いたしました。

ただいまから、平成22年第3回有田川町議会定例会を開会します。

~~~~~

開議 9時31分

○議長（前勢利夫）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

……………日程第1 会議録署名議員の指名……………

○議長（前勢利夫）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、  
4番、東武史君、15番、中山進君を指名します。

……………日程第2 会期の決定……………

○議長（前勢利夫）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この際、議会運営委員会から、9月2日に開催されました委員会の結果についての  
御報告を願います。

議会運営委員会委員長、佐々木裕哲君。

○議会運営委員長（佐々木裕哲）

おはようございます。

議長の指名がありましたので、議会運営委員会開催の経過と結果について、御報告  
申し上げます。

去る9月2日、午前9時30分から委員会を開き、本定例会の会期並びに議事日程、  
各常任委員会の日程等について協議いたしました。その結果、会期につきましては、  
本日から9月24日までの17日間と決定させていただきました。なお、一般質問は  
16日、17日、各常任委員会は予定表のとおりです。

議事日程については、お手元に配付されている日程表のとおりといたしたく思います。日程第5から日程第49までの報告2件、議案43件の一括上程を行い、当局からの提案理由の説明を求めた後、全員協議会で御審査をお願いいたします。

なお、全員協議会が終わり次第、本日、本会議で議案審議をお願いいたします。この会期、日程等に御賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位の御協力をお願い申し上げて、報告といたします。

○議長（前勢利夫）

お諮りします。

ただいまの委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日から9月24日までの17日間にいたしたいと思えます。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月24日までの17日間に決定しました。

……………日程第3 諸般の報告……………

○議長（前勢利夫）

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出された議案は、報告2件、議案43件であります。

また、本日の説明員は、町長ほか21人です。

次に、監査委員より、平成22年5月、6月、7月分の例月出納検査の結果及び有田川町水道事業出納検査・定期監査の結果が、それぞれお手元に配付のとおり報告されています。

次に、去る6月30日、閉会中において議会広報編集特別委員であった私、前勢利夫から委員の辞任願いを提出し、有田川町議会委員会条例第12条第2項の規定により同日許可されました。それに伴い、7月1日、同条例第7条第1項の規定により、増谷憲君を議会広報編集特別委員に選任しましたので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

……………日程第4 閉会中の所管事務調査報告について……………

○議長（前勢利夫）

日程第4、閉会中の所管事務調査報告についてを行います。

総務文教常任委員会による所管事務調査視視察研修が、去る8月17日から18日の2日間にわたり実施されておりますので、委員長からの報告をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長、竹本和泰君。

○総務文教常任委員長（竹本和泰）

おはようございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、総務文教常任委

員会の行政視察報告をいたします。

去る8月17日と18日の2日間、「防災を考える」をテーマに、愛知県豊橋市など4市が共同運用する消防指令センターと新城市の防災拠点施設へ視察研修を行ってまいりました。

初日は、豊橋市、豊川市、蒲郡市と新城市の4市が協議会を設置して共同運用する消防通信指令センターを訪れ、センター長から説明を受けながら視察をしました。当消防指令センターは、豊橋市消防本部に置かれ、各市の消防本部から出向した職員27名が共同で119番通報の処理を行っています。119番の受け付け件数は年間約3万件に達すると言われていました。共同運用する4市の規模は、面積1,530平方キロメートル、人口70万人と大規模であります。しかし、規模の大小があっても、119番通報処理は業務の多少にかかわらず、処理する内容はほぼ同じであると思われれます。

高機能の消防通信指令システムは、現場到着時間の短縮、災害時要援護者への対応、大災害への対応力強化、情報の集約化・効率化という4つの構想をもとに運営されています。当システムにより協議会加盟4市の救急車両の出動状況等全車両をキャッチしており、救急事態が発生すると、発生現場に一番近い車両を瞬時に選別して出動要請が行われています。当センターを視察中にも、119番通報へ心肺停止状態にあるとの救急依頼があり、通報者に人工呼吸等の対応を指示すると同時に、救急車の出動要請がなされていました。

共同運用による効果として、救急事態の情報がキャッチしやすく、一つの消防組織力でなく、応援体制がとりやすいこと、また共同運用前は4市の担当職員は51名でしたが、現在は27名で業務を行っているとのことでもあります。運営経費については、人件費は出向しているそれぞれの各市が負担し、平成15年度に整備した消防通信指令システム料7億7,800万円は、各市が人口案分による負担としているとのことでありました。

2日目は、新城市の消防防災センターを訪問しました。新城市の面積は499平方キロメートル、人口約5万1,000人、地形的にも林野率も高く、我が町とよく似た状況であると思います。

平成20年1月に総事業費14億5,700万円をかけて完成した消防防災センターは、敷地面積1万1,380平方メートルに2階建ての本館棟、車庫棟と6階建ての訓練棟が建設されています。本館棟屋上には、24時間離着陸可能なヘリポートが設置され、また出動待機室、消防・救急準備室など各種災害に迅速に対応できるよう工夫されています。当センターは、住民が安心して暮らせる災害に強いまちづくりを目指し、単に消防機能だけでなく災害時には応急対策の拠点として、また平常時は防災のPR、体験しながら学ぶ防災学習ホール等防災コミュニティの活動の場として、地域に密着した地域防災の拠点と位置づけられています。

また、そのほか新城市災害時要援護者避難支援計画が作成されており、災害時に情報の入手や自力で避難行動等が困難な高齢者や障害者などが、地域での支援を受けるため個人情報を提供し、自主防災組織、民生委員等と避難支援プランの情報の共有を図ることとしています。

このたび視察研修をした豊橋市など4市協議会による消防司令室の共同運用及び新城市の防災拠点施設は、いずれも最新のIT機器の導入などから非常事態の発生に迅速に対応できる態勢となっています。最近は特に、全国各地でゲリラ的豪雨が発生し、甚大な被害が出ています。また、東南海・南海地震が近い将来発生するであろうと言われています。このような状況から、我が有田川町の老朽化した消防本部等防災の現状はどうか危惧するところであります。不測の事態に備えた救急・消防防災の整備は広域的な観点からとらえることが大事であり、早急に整備に向け取り組んでいく必要があると思われまます。

以上、報告いたします。

○議長（前勢利夫）

これで閉会中の所管事務調査報告を終わります。

……………一括議題 提案理由の説明……………

○議長（前勢利夫）

お諮りします。

日程第5から日程第49までの報告2件、議案43件を一括議題といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

したがって、日程第5から日程第49までの報告2件、議案43件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。ことしの夏は、記録的な猛暑ということで、皆さん方も大変御苦労なされたことと思います。それでは、平成22年第3回有田川町議会定例会の提案理由を説明させていただきます。

本日ここに、平成22年第3回有田川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとお忙しい中、御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、ただいま上程されました議案について御説明を申し上げます。

報告第19号は、平成22年度有田川町一般会計補正予算第3号として、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分の承認を求めるものであります。

今回の補正は、本年7月14日発生の豪雨による町道及び農地に災害が発生したことに伴い、早急に予算措置を必要とするためであります。補正額は、農地災害復旧費、農業用施設災害復旧費及び公共土木施設災害復旧費、合わせて8,484万9,000円となり、補正後の予算総額は152億5,984万9,000円と相りました。

なお、補正額の財源といたしましては、国、県補助金、町債、分担金及び予備費を充てることにいたしております。

報告第20号は、平成21年度有田川町財政健全化判断比率等についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成21年度有田川町の健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付して報告するものであります。

議案第80号は、平成22年度有田川町一般会計補正予算第4号であります。

今回の補正の共通する主なものとして、職員給与費において職員の人事異動による配置がえ、職員共済組合負担金の増額分等各科目において増減補正を行っております。

2款総務費の財産管理費では、自動車購入費として1,190万円を、電子計算費では、プログラム変更委託料として470万2,000円を、3款民生費の社会福祉総務費では、国民健康保険事業特別会計繰出金に378万7,000円を、4款衛生費の保健衛生総務費では、がん検診委託料として349万円を、環境衛生費では、一般住宅用太陽光発電設備導入補助金として400万円を、上下水道費の上下水道施設費では、簡易水道事業特別会計繰出金に1,730万8,000円を、6款農林水産業費の農地費では、農山漁村活性化支援プロジェクト支援交付金事業の測量設計監理等委託料として1,930万円を、排水事業費では、農業集落排水事業特別会計繰出金に442万6,000円を、林業費の林道新設改良費では、工事請負費に750万6,000円を、治山事業費では、工事請負費に500万円を、7款商工費の観光費では、工事請負費に400万円を、8款土木費の道路橋りょう維持費では、機械器具借上料に300万円を、道路新設改良費では、工事請負費に350万円、公有財産購入費に538万5,000円を、10款教育費の義務教育振興費では、ICT活用サポート事業委託料に545万8,000円を、文化財保護費では、測量設計監理等委託料に584万4,000円を、体育施設費では、工事請負費に550万円を、11款災害復旧費の林業用施設災害復旧費では、工事請負費に300万円を補正し、今回の補正額は歳入歳出それぞれ1億8,665万3,000円を追加し、補正後の予算総額は154億4,650万2,000円と相りました。

なお、補正額の財源といたしましては、国、県補助金、町債、基金繰入金及び分担金などを充てることにしております。

議案第81号は、平成22年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正の主なものは、職員の人事異動による配置がえ、職員共済組合負担金の



増額分等に伴う職員給与費 378万7,000円、退職被保険者等高額療養費に542万9,000円、療養給付費等負担金前年度分返納金等に1,565万1,000円を補正し、今回の補正総額は2,665万2,000円を追加し、補正後の予算総額は37億237万1,000円と相りました。

なお、補正額の財源といたしまして、職員給与費等一般会計繰入金、国民健康保険事業基金繰入金及び繰越金を充てることにいたしております。

議案第82号は、平成22年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、職員の人事異動による配置がえ、職員共済組合負担金の増額分等に伴う職員給与費78万7,000円を補正し、補正後の予算総額は6億8,709万8,000円と相りました。

なお、補正額の財源といたしまして、職員給与費等一般会計繰入金を充てることとしております。

議案第83号は、平成22年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正は、職員の人事異動による配置がえ、職員共済組合負担金の増額分等に伴う職員給与費145万2,000円、償還金では、介護給付費等の前年度分返納金に2,635万円、予備費に1,799万9,000円を補正し、今回の補正総額は4,580万1,000円を追加し、補正後の予算総額は24億908万6,000円と相りました。

なお、補正額の財源といたしまして、職員給与費等一般会計繰入金及び繰越金を充てることとしております。

議案第84号は、平成22年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正は、職員の人事異動による配置がえ、職員共済組合負担金の増額分等に伴う職員給与費1,730万8,000円、水道施設費の水道施設整備費では、工事請負費に1,200万円を追加し、今回の補正総額は2,930万8,000円となり、補正後の予算総額は7億6,320万円と相りました。

なお、補正額の財源といたしまして、職員給与費等一般会計繰入金及び町債を充てることとしております。

議案第85号は、平成22年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、職員の人事異動による配置がえ、職員共済組合負担金の増額分等に伴う職員給与費123万9,000円を追加し、補正後の予算総額は12億8,179万7,000円と相りました。

なお、補正額の財源といたしまして、職員給与費等一般会計繰入金を充てることと

いたしております。

議案第86号は、平成22年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、職員の人事異動による配置がえ、職員共済組合負担金の増額分等に伴う職員給与費42万5,000円の減額、施設管理費の工事請負費に485万1,000円を追加し、今回の補正総額は442万6,000円となり、補正後の予算総額は3億2,159万1,000円と相なりました。

なお、補正額の財源といたしまして、一般会計繰入金を充てることといたしております。

議案第87号は、平成22年度有田川町水道事業会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、資本的予算のみの補正であります。資本的収入の現計予算2億3,161万5,000円に対し250万円の増となります。その内容は、公共下水道事業に伴う水道管布設がえの建設改良費の増額に対する補償費であり、補正後の予算総額は2億3,411万5,000円となりました。また、資本的支出についても、現計予算3億7,298万3,000円に対し250万円の増となります。その内容は、建設改良費の公共下水道事業に伴う水道管布設替え工事設計業務委託料であり、補正後の予算総額は3億7,548万3,000円となります。

議案第88号から議案第105号までの18議案につきましては、平成21年度有田川町一般会計及び特別会計の決算認定をお願いするものであります。その概要につきましては、会計課長及び水道課長より説明をさせることといたします。

議案第106号は、有田川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、国民健康保険法の一部が改正され、法第72条の4が削除となり、第72条の5が繰り上がり72条の4となったため、これを引用している本条例の一部改正について議会の同意をお願いするものであります。

議案第107号は、有田川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、現在有田川町で製作、販売しているごみ袋の厚みは、燃えるごみ袋のすべてのサイズ及びプラスチックごみ袋の特大が0.04ミリ、プラスチックごみ袋の大及び中が0.03ミリで、JIS規格では十分な強度を有しておりますけれども、ごみの詰め方や形状によっては破れる場合もあり、そのため苦情が寄せられている状態であります。その対策として、燃えるごみ袋のすべてのサイズ及びプラスチックごみ袋の特大及び大を0.05ミリに、プラスチックごみ袋の中を0.04ミリにそれぞれ厚みを増すことにごみ袋の耐久性を強化いたしたく、本条例の一部改正について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第108号は、有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の

制定についてであります。

今回の改正は、児童扶養手当法の一部を改正する法律の公布に伴い、児童扶養手当法施行令及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布され、消防団員等公務災害補償条例の一部が改正されたことにより、現行の有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する必要があるため、議会の同意をお願いするものであります。

議案第109号は、有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成22年3月30日総務省令第26号）が公布され、火災予防条例の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、議会の同意をお願いするものであります。

議案第110号は、有田川町過疎地域自立促進計画の策定についてであります。

過疎対策法については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定され、以降10年置きに過疎地域振興特別措置法、過疎地域活性化特別措置法として更新され、現在では平成12年に制定された過疎地域自立促進特別措置法のもとに、10年間にわたる過疎対策が実施されてきました。平成22年4月より施行される過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律は、新法ではなく現行法の拡充延長であり、同法の失効期限の延長及びソフト事業については新たに対象となる等が主な改正であります。本町においても、平成22年度から平成27年度までの6カ年計画で有田川町過疎地域自立促進計画を策定する必要があるため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

議案第111号は、有田川町道路線の廃止についてであります。

高速道路4車線化に伴い、有田川町大字上中島地内、町道上中島側道線延長311メートルを、道路法の規定により町道の廃止をお願いするものであります。

議案第112号は、有田川町道路線の廃止についてであります。

高速道路4車線化に伴い、有田川町大字小島及び野田地内、町道神楽野1号線延長292メートルを、道路法の規定により町道の廃止をお願いするものであります。

議案第113号は、有田川町道路線の認定についてであります。

高速道路4車線化に伴い、有田川町大字上中島地内、町道上中島側道線延長258メートルを、道路法の規定により町道の認定をお願いするものであります。

議案第114号は、有田川町道路線の認定についてであります。

高速道路の4車線化に伴い、有田川町大字小島及び野田地内、町道神楽野1号線延長226メートルを、道路法の規定により町道の認定をお願いするものであります。

議案第 1 1 5 号は、有田川町道路線の認定についてであります。

有田川町大字水尻地内、町道谷池線延長 4 2 0 メートルを、道路法の規定により町道の認定をお願いするものであります。

議案第 1 1 6 号は、有田川町農林水産物直売食材供給施設の指定管理者の指定についてであります。

有田川町大字金屋 3 2 2 番地 1、有田川町農林水産物直売食材供給施設「明恵ふるさと館」の指定管理について、有田川町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第 2 条第 1 項第 3 号の規定を適用し、選定委員会の意見をもとに有田川町大字金屋 3 2 2 番地 1、かなや農林産物加工直売組合を選定したので、有田川町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第 4 条及び地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

議案第 1 1 7 号は、有田川町林業活性化センターの指定管理者の指定についてであります。

有田川町大字修理川 2 6 1 番地 1、有田川町林業活性化センターの指定管理について、有田川町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第 2 条第 1 項第 3 号の規定を適用し、選定委員会の意見をもとに有田川町大字修理川、「修理川区」を選定しましたので、有田川町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第 4 条及び地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

議案第 1 1 8 号は、有田川町生産物販売施設の指定管理者の指定についてであります。

有田川町大字宇井苔 2 1 3 番地 1、有田川町生産物販売施設「しらまの里」の指定管理について、有田川町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第 2 条第 1 項第 3 号の規定を適用し、選定委員会の意見をもとに、有田川町大字宇井苔、「宇井苔区」を選定しましたので、有田川町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第 4 条及び地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

議案第 1 1 9 号は、有田川町健康管理センター、有田川町農林産物振興センター、有田川町生産物販売施設、有田川町農林漁業体験実習館、有田川町林業交流活性化センター、有田川町野営場等林間休養施設、有田川町山の家、有田川町ふるさとふれあいの丘及び有田川町町営キャンプ場の指定管理者の指定についてであります。

有田川町大字清水 1 2 2 5 番地 1、有田川町健康管理センター「しみず温泉健康館」、有田川町大字清水 1 2 2 4 番地 2、有田川町農林産物振興センター「しみず農林産物振興センター」、有田川町大字上湯川 9 2 1 番地 1、有田川町生産物販売施設「山の家しみず」、有田川町大字楠本 1 4 9 0 番地 5 3、有田川町生産物販売施設「高原の家しみず」、有田川町大字清水 1 2 3 3 番地、有田川町農林漁業体験実習館

「本館あさぎり」、有田川町大字清水1225番地2、有田川町農林漁業体験実習館「別館泉水」、有田川町大字二川823番地、有田川町林業交流活性化センター「温泉健康館二川温泉」、有田川町大字二川823番地、有田川町林業交流活性化センター「研修宿泊施設白馬」、有田川町大字清水1075番地、有田川町野営場等林間休養施設「コテージ」、有田川町大字清水1065番地、有田川町山の家「やすけ」、有田川町大字清水1078番地1、有田川町山の家「左太夫」、有田川町大字清水607番地、有田川町ふるさとふれあいの丘「ふるさとふれあいの丘スポーツパーク」、有田川町大字遠井31番地2、有田川町営キャンプ場「遠井キャンプ場」、有田川町大字久野原736番地、有田川町営キャンプ場「久野原キャンプ場」の指定管理について、有田川町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条第1項第3号の規定を適用し、選定委員会の意見をもとに、有田川町大字清水1224番地2、財団法人有田川町ふるさと開発公社を選定しましたので、有田川町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条及び地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

議案第120号は、有田川町農林産物加工直売施設の指定管理者の指定についてであります。

有田川町大字三田664番地1、有田川町農林産物加工直売施設「あらぎの里」の指定管理について、有田川町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条第1項第3号の規定を適用し、選定委員会の意見をもとに、有田川町大字三田664番地1、清水町農林産物加工直売組合を選定しましたので、有田川町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条及び地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

議案第121号は、有田川町木材利用促進加工施設の指定管理者の指定についてであります。

有田川町大字清水1716番地1、有田川町木材利用促進加工施設の指定管理について、有田川町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条第1項第3号の規定を適用し、選定委員会の意見をもとに、有田川町大字清水401番地3、清水森林組合を選定しましたので、有田川町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条及び地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

議案第122号は、名誉町民の称号を贈ることについてであります。

東京都文京区西片2丁目14番15号、谷口維紹氏であります。氏は、1979年癌研において世界で初めてインターフェロン遺伝子大腸菌組みかえに成功、またインターフェロン、インターロイキンを世界で初めて分離、遺伝子の情報の解読にも成功している。細胞増殖のアクセルとブレーキの働きをする物質の研究から遺伝子発現のメカニズムまでを解明、世界的に競争が激しい分野だけに、一步先を行ったセンスと

粘りが国際的に高く評価され、平成21年11月、文化功労賞を受賞され、この功績を郷土の誇りとして名誉町民として榮譽をたたえたいので、有田川町名誉町民条例第2条の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

以上で提出議案に対する私の説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（前勢利夫）

続きまして、補足説明をお願いします。

会計課長、西尾幸治君。

○会計課長（西尾幸治）

それでは、議案第88号から議案第104号までの平成21年度決算状況につきまして、その概要を一括して補足説明申し上げます。

まず、議案第88号、一般会計については、決算書の7ページから308ページであります。

歳入合計は178億2,688万3,350円、前年度と比べて16億9,323万2,685円、率にして約10.5%の増額になっております。

歳入のうち、自主財源である1款町税は28億2,475万8,428円、前年度と比べて8,545万4,943円、率にして約2.9%の減額になっております。依存財源の柱である6款地方交付税は68億1,867万7,000円、前年度と比べて8,809万8,000円、率にして約1.3%の減額になっている一方、18款繰入金のうち基金繰入金は2億9,288万8,770円、前年度と比べて1億3,297万4,722円、率にして約83.2%の増額に、また21款町債は27億6,630万円、前年度と比べて6億630万円、率にして約28.1%の増額になっております。

次に、歳出については、歳出合計173億2,083万9,948円、前年度と比べて21億6,351万4,272円、率にして約14.3%の増額になっております。

歳出のうち、2款総務費については30億3,130万3,555円、前年度と比べて15億6,460万6,642円、率にして約106.7%の増額になっております。主な事業は、情報通信基盤施設整備事業に8億5,682万9,115円、定額給付金給付事業に4億6,451万8,089円、経済危機対策事業に2億7,198万9,386円などがございます。

3款民生費については32億9,706万5,960円、前年度と比べて3億3,639万4,618円、率にして約11.4%の増額になっております。

4款衛生費については11億8,511万145円、前年度と比べて613万4,441円、率にして約0.5%の増額になっております。

5款農林水産業費については15億9,375万3,357円、前年度と比べて9,

893万1,929円、率にして約6.6%の増額になっております。このうち農業振興費に3億6,412万7,558円、林道新設改良費に2億3,971万7,292円などであります。

8款土木費については19億3,208万4,006円、前年度と比べて2億7,041万886円、率にして約12.3%の減額になっております。主な工事では、道路新設改良工事費3億9,391万8,450円、まちづくり交付金事業工事費5億3,874万700円などあります。

10款教育費については、15億444万2,200円、前年度と比べて3億2,366万9,763円、率にして約27.4%の増額になっております。主な工事では、御霊小学校プール改築工事や小川・石垣小学校空調設備工事、八幡中学校地震補強・大規模改造工事などあります。

12款公債費については30億4,129万2,679円、前年度と比べて1億1,126万9,011円、率にして約3.5%の減額になっております。

これによりまして、歳入合計178億2,688万3,350円に対して歳出合計173億2,083万9,948円で、歳入歳出差引額は5億604万3,402円となります。このうち繰越明許費繰越額は1億8,530万7,705円、実質収支額は3億2,073万5,697円で、全額翌年度に繰り越しいたします。

続きまして、特別会計の決算状況について御説明申し上げます。

議案第89号、国民健康保険事業特別会計については、決算書の309ページから354ページであります。

歳入合計は36億7,051万6,103円、歳出合計は36億4,513万3,280円、差し引き残額は2,538万2,823円となります。全額翌年度に繰り越しいたします。歳出合計では、前年度と比べて1億4,167万8,616円、率にして約3.7%の減額になっております。

次に、議案第90号、老人保健事業特別会計については、決算書の355ページから370ページであります。

歳入合計は1,475万8,764円、歳出合計は1,152万8,139円、差し引き残額は323万625円となります。全額翌年度に繰り越しいたします。歳出合計では、翌年度と比べて3億8,209万3,621円、率にして約97.1%の減額になっております。

議案第91号、介護保険事業特別会計については、決算書の371ページから418ページであります。

歳入合計は23億978万6,522円、歳出合計は22億6,543万6,176円、差し引き残額は4,435万346円となり、全額翌年度に繰り越しいたします。歳出合計では、前年度と比べて1億1,296万2,781円、率にして約5.2%の増額になっております。

議案第92号、後期高齢者医療特別会計については、決算書の419ページから438ページであります。

歳入合計は6億9,538万3,384円、歳出合計は6億9,130万5,534円、差し引き残額は407万7,850円となり、全額翌年度に繰り越しいたします。

議案第93号、簡易水道事業特別会計については、決算書の439ページから464ページであります。

歳入合計は6億259万5,103円、歳出合計は6億257万5,082円、差し引き残額は2万21円となり、全額翌年度に繰り越しいたします。歳出合計では、前年度と比べて1億7,299万1,923円、率にして約40.3%の増額になっております。

議案第94号、農業集落排水事業特別会計については、決算書の465ページから482ページであります。

歳入歳出合計は、ともに3億3,310万3,541円となっております。

次に、議案第95号、簡易排水事業特別会計については、決算書の483ページから496ページであります。

歳入歳出合計は、ともに225万9,971円となっております。

次に、議案第96号、浄化槽事業特別会計については、決算書の497ページから510ページであります。

歳入歳出合計は、ともに557万7,246円となっております。

次に、議案第97号、かなや明恵峡温泉特別会計については、決算書の511ページから526ページであります。

歳入合計は9,119万228円、歳出合計は9,027万8,531円、差し引き残額は91万1,697円となり、全額翌年度に繰り越しいたします。

議案第98号、特別養護老人ホーム等事業特別会計については、決算書の527ページから538ページであります。

歳入歳出合計は、ともに311万7,415円となっております。

次に、議案第99号、公共下水道事業特別会計については、決算書の539ページから566ページであります。

歳入歳出合計は、ともに8億9,209万3,100円となっております。歳出合計では、前年度と比べて10億127万8,942円、率にして約52.9%の減額になっております。

議案第100号、岩倉財産区管理会特別会計については、決算書の567ページから578ページであります。

歳入合計は5万8,694円、歳出はございませんでした。よって、全額翌年度に繰り越しいたします。



次に、議案第101号、粟生財産区管理会特別会計については、決算書の579ページから590ページであります。

歳入合計は65万5,891円、歳出合計は12万1,126円、差し引き残額は53万4,765円となり、全額翌年度に繰り越しいたします。

次に、議案第102号、城山山林財産区管理会特別会計については、決算書の591ページから602ページであります。

歳入合計は179万7,913円、歳出はございませんでした。よって、全額翌年度に繰り越しいたします。

議案第103号、八幡山林財産区管理会特別会計については、決算書の603ページから614ページであります。

歳入合計は141万4,164円、歳出合計は103万4,865円、差し引き残額は37万9,299円となり、全額翌年度に繰り越しいたします。

次に、議案第104号、安諦山林財産区管理会特別会計については、決算書の615ページから626ページであります。

歳入合計は11万3,290円、歳出はございませんでした。よって、全額翌年度に繰り越しいたします。

以上で平成21年度一般会計及び特別会計の決算状況について御説明申し上げました。詳細につきましては、決算事項別明細書及び財産に関する調書等を御参照ください。

以上、よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます、補足説明を終わります。

○議長（前勢利夫）

水道課長、前守君。

○水道課長（前 守）

おはようございます。それでは、議案の補足説明をさせていただきます。

議案第105号、平成21年度有田川町水道事業会計決算認定についてでございます。

決算書の1ページをごらんください。

まず、収益的収入及び支出で、収入の部、第1款水道事業収益は4億1,949万3,931円です。内訳といたしまして、第1項の営業収益4億491万7,103円、第2項営業外収益は1,439万5,228円、第3項の特別利益は18万1,600円でございます。支出の部では、第1款水道事業費用といたしまして2億9,366万3,403円です。内訳といたしまして、第1項の営業費用として2億6,584万3,010円、第2項営業外費用は2,780万8,393円、第3項の特別損失は1万2,000円でございます。収入支出差引合計、消費税を差し引きまして1億1,167万8,662円の黒字決算となっております。

次に、資本的収入及び支出につきまして、収入の部、第1款資本的収入は7,265万1,580円です。内訳といたしましては、第1項の工事負担金7,260万1,580円、第3項の固定資産税売却代金5万円。支出の部では、第1款資本的支出といたしまして2億6,792万3,990円です。内訳といたしまして、第1項の建設改良費2億1,670万1,595円、第2項企業債償還金5,122万2,395円となり、資本的収入額が資本的支出額に対して1億9,527万2,410円不足していますが、これにつきましては、過年度分損益勘定保留資金653万5,290円、当年度損益勘定保留資金1億287万7,192円、積立金取り崩し額8,000万円、消費税資本的収支調整額585万9,928円により補てんさせていただいております。

続きまして、2ページから6ページについては、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表であります。この中で3ページの剰余金計算書の中ほどにあります繰越利益剰余金年度末残高2,644万6,320円と、当年度純利益1億1,167万8,662円を合計いたしました1億3,812万4,982円が、未処分利益剰余金となります。

また、4ページの中ほどにあります剰余金処分計算書でございますが、当年度未処分利益剰余金1億3,812万4,982円の中より、地方公営企業法の規定に基づき600万円を減債積立金、1億円を建設改良積立金とすることにより、残額3,212万4,982円は平成22年度へ繰越利益剰余金とさせていただいております。

なお、7ページから22ページまでは、決算附属書類並びに参考資料でございます。御確認のほど、よろしく申し上げます。

以上で簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

○議長（前勢利夫）

ほかに補足説明はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

次に、監査委員より、日程第7、議案第88号から日程第24、議案第105号までの平成21年度各会計の監査報告をお願いします。

代表監査委員、栩野信義君。

○代表監査委員（栩野信義）

おはようございます。それでは、ただいま平成21年度決算について、審査意見を求められましたので御報告いたします。

なお、一部、会計管理者の御報告と重複する部分がございますが、御了承いただきたいと存じます。

決算審査は、去る8月2日から8月6日まで、亀井監査委員とともに、地方自治法

第233条第2項及び同法241条第5項の規定に基づき、平成21年度有田川町一般会計・特別会計の歳入歳出決算及び基金の運用状況、並びに地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、平成21年度有田川町水道事業会計の決算について、予算科目を担当する各課ごとに審査をいたしました。

審査の方法といたしましては、町長から審査に付されました各会計の歳入歳出決算書及び決算附属書類、並びに基金の運用状況を示す書類とともに、各課から主要施策の成果説明の提出を求め、あわせて定期監査及び月例出納検査の結果を参考にして実施いたしました。

審査の結果につきましては、結論的には、各会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、それぞれの会計諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、決算内容、その他の会計事務の処理については適正に処理されており、一部の繰越明許事業を除き所期の成果を得たものと認められます。

なお、月例出納検査や定期監査及び本審査において指摘あるいは指導した事項については、今後、検討また改善の措置を講ずるよう要望するものであります。

まず、有田川町全体の総括について申し上げます。

一般会計と特別会計を合わせた総決算では、歳入歳出差引額で5億8,690万円の黒字であります。翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許が1億8,530万8,000円あるため、実質収支額は4億159万2,000円の黒字となりました。この実質収支額を前年度実質収支額と比較すると、本年度は5,398万6,000円の黒字の増加となっております。黒字の内訳は、一般会計が1,381万3,000円の赤字、特別会計が6,779万9,000円の黒字となっております。

次に、財政構造について申し上げます。

歳入を財源別に見ますと、自主財源が26.3%、依存財源が73.7%の比率になっており、自主財源構成比は対前年度比2.2%上昇しております。この原因につきましては、審査意見書3から4ページをごらんいただきたく思います。現状では、依然として財政基盤の安定と行政活動の自立性が確保されているとは言いがたい状況にあります。また、歳入を經常収入と臨時収入とに区分すると、審査意見書5ページのようになります。昨年度と比べると、經常的収入が減少し、臨時的収入が増加しております。詳細につきましては、後ほど審査意見書5ページをごらんいただきたく思います。

性質別歳出状況につきましては、まず義務的経費が昨年度より4,712万円、率にして0.7%の増加となっております。投資的経費につきましても13億880万9,000円の増加、その他の経費も8億758万5,000円の増加となっております。主な要因は、義務的経費では、定員適正化に基づき正規職員は2名減少しておりますが、非常勤保育士、昨年度は臨時職員として雇用していた48人の採用による職員給与8,983万8,000円の増加や、正規職員の共済組合負担金や退職手当組

合負担金などが増加し、人件費は1億3,058万8,000円の増加となっています。また、公債費においては、一昨年度の大規模な繰り上げ償還などにより1億1,126万9,000円の減、また投資的経費では、情報通信基盤整備事業や地域活力創造交付金事業などにより13億880万9,000円と大幅に増加しております。さらに、老人福祉費、社会福祉費などを中心とした扶助費も年々増加しています。特に今年度は、財政危機対策臨時交付金事業などにより物件費は2億5,812万1,000円、定額給付金事業などにより補助費は3億8,962万4,000円の増、繰出金では介護保険事業特別会計や公共下水道事業特別会計などへの繰出金が増加しております。

今後におきましては、公債費負担適正化計画や定員適正化計画に基づき、公債費、人件費を抑制するとともに、事務事業の評価等により事業の見直しを図っていく必要があります。総じて見れば、財政運営は昨年と比べ健全化の方向に向かっていると考えられます。次世代への負担を考慮し、より健全な財政運営を施行していただきたく要望するものであります。

次に、財政構造の弾力性について申し上げます。

審査意見書7ページに記載しておりますが、財政力の総括的指標となる財政力指数は、昨年度と同じ0.35となっております。和歌山県の平均と比較しますと、ほぼ平均値を維持しているものと言えます。財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は90.2%と、昨年度比0.4%減少しております。しかし、通常この指標は70から75程度に抑えることが妥当と考えられておりますので、当町の場合、経常収支比率は高い水準にあり、財政構造の硬直化が進んでいると言えます。

また、公債費による財政負担の程度を示す指標である実質公債費比率は、昨年度に比べ0.6%減少し14.5%となっております。平成20年度の和歌山県平均は14.5%ですから、県内の他の市町村と比べると、当町の実質公債費比率は同水準にあると言えます。

以上の各指標から勘案するに、改善の努力は認められるものの、現状においては必ずしも財政構造の弾力性は維持されている状況にはなく、今後一層の努力を要するものとする次第であります。

それでは次に、一般会計の決算について御説明申し上げます。

審査意見書8ページ以降に詳細を記しております。

平成21年度一般会計収支は、歳入総額178億2,688万3,000円、前年度比10.5%増、歳出総額173億2,084万円、昨年度比14.3%増で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は5億604万3,000円となっております。このうち翌年度へ繰り越すべき財源は1億8,530万8,000円で、これを除いた実質収支額は3億2,073万5,000円の黒字となっております。さらに前年度の実質収支の3億3,454万8,000円を差し引いた単年度収支は、

冒頭でも申し上げましたとおり 1, 381 万 3, 000 円の赤字となっております。

町債の状況を申し上げますと、平成 21 年度の残額は 233 億 318 万 5, 000 円であります。昨年度と比べ 1 億 2, 293 万 6, 000 円の増加となっております。今後とも計画的な残高の削減と健全な財政運営に努められるよう期待するところであります。

また、債務負担行為の状況につきましては、審査意見書 8 ページに記載のとおりです。平成 21 年度以降の支出予定額は 2 億 5, 998 万 1, 000 円であります。町債と同じ性格であり、今後、十分考慮して財政運営に当たられることを要望いたします。

基金の残高状況につきましては、審査意見書 9 ページに記載しておりますが、平成 21 年度末現在高は 52 億 5, 618 万 5, 000 円で、前年度末から 3 億 9, 406 万 5, 000 円増加しております。基金の運用については、資金の安全性を第一に考え、適正な管理運用に努められることを希望いたします。

以上が一般会計歳入歳出決算意見書の総論でございます。

次に、歳入歳出の御説明を申し上げます。

審査意見書 10 ページから 23 ページでございます。

歳入決算は、予算減額 194 億 7, 310 万 4, 000 円に対し、収入済額 178 億 2, 688 万 3, 000 円で、収入率は 91.5% となっております。また収入調定額 180 億 9, 217 万 1, 000 円に対する収入率は 98.5% で、前年度より 0.7% 下がっております。詳細は審査意見書 10 ページ及び巻末の別紙 1 を御参照ください。

町税につきましては、審査意見書 10 ページに記載のように、町税収入決算額は 28 億 2, 475 万 8, 000 円で、前年度比 8, 545 万 5, 000 円、率にいたしまして 2.9% 減収となりました。主な要因は、景気低迷による町民税の減収や固定資産税の評価がえによる減収などであります。

次に、滞納整理につきましては、平成 21 年度末、収入未済額は 1 億 1, 455 万 1, 000 円と前年度比 1, 671 万 7, 000 円増額しております。徴収率についてみると、昨年より 0.7% 下がったものの、平成 20 年度の和歌山県平均は 89.5% であるところ、有田川町では 95.9% となっており、和歌山県の中では高い水準にあると言えます。納付指導などの徴収努力が行われていることは評価できます。租税負担の公平性の観点から一層の努力を注いでいただけますようお願いいたします。

また、不納欠損処理につきましても、その処理は法令に準拠しており、適切になされているものと認められたことをここで御報告しておきます。その他、款別の収入状況につきましては、審査意見書 11 ページから 17 ページを御参照いただきたく存じます。

次に、歳出につきまして申し上げます。

予算額194億7,310万4,000円に対し支出済額は173億2,084万円で、執行率88.9%となっており、翌年度への繰越明許費繰越額は15億6,427万7,000円で、繰り越しを含めた執行率は97%であります。

また、全体で5億8,798万7,000円の不用額を生じており、予備費を除いた実不用額は2億9,317万9,000円となっております。翌年への繰越額は、きめ細やかな臨時交付金事業3億400万円、経済危機対策事業の4億2,091万3,000円のほか、合計16件の繰越明許事業が発生しておりますが、国の緊急経済対策に係るものなど諸種の理由により、いずれも繰越明許せざるを得なかったものと認められます。その他款別の支出の状況につきましては、審査意見書18ページから23ページに詳しく記載しておりますので、後ほど御参照いただきたく思います。

以上をもちまして一般会計の報告を終わらせていただきます。

次に、特別会計の決算について御報告申し上げます。

審査意見書24ページから40ページ、並びに別紙5以降に詳しく記載しておりますので概要のみ申し上げます。

平成21年度の各特別会計の全体の決算収支は、歳入総額86億2,442万1,000円、前年度比11.4%減、歳出総額85億4,356万4,000円、前年度比12%減で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は8,085万7,000円となっております。そのうち翌年度へ繰り越すべき財源は、実質収支は同額の8,085万7,000円となります。昨年度実質収支1,305万8,000円を控除した単年度収支額では、冒頭で申し上げましたとおり、6,779万9,000円の黒字となっております。

次に、主な特別会計について概要を御報告申し上げます。

国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入歳出ともに前年度より減少し、単年度収支では2,538万3,000円の黒字となっているものの、平成21年度からスタートした後期高齢者支援金等が増加し、一般会計からの繰入金等により黒字化している現状にあり、国保財政は依然として厳しい状況にあります。

なお、不納欠損額、収入未済額は昨年と比べそれぞれ増加しており、収納率は88.9%、昨年度90%と比べ下降しております。健全な財政運営を推進する上において、収納率の向上と累積滞納額の削減を図られるよう一層の努力をお願いいたします。

老人保健特別会計につきましては、実質収支額は323万1,000円の黒字となっております。

介護保険事業特別会計につきましても、歳入歳出規模は年々増加しており、本年度も一般会計より3億6,482万4,000円の繰り入れを行っております。高齢化が進行し保険給付費が増加する中で、今後、予防医療の推進、行政の積極的な対応が重要であると認識いたします。

後期高齢者医療特別会計につきましては、高齢化社会の中で将来にわたり持続的か

つ安定的な医療保険制度を運営する目的で、老人保健制度にかわり平成20年度からスタートした制度であります。さまざまな問題点が指摘され、平成24年度をめどに現在見直しが進められています。本年度は一般会計から4億7,130万4,000円を繰り入れしており、また174万6,000円の収入未済額が生じていますが、実態を把握の上、適切な対策を講じられるよう要望いたします。

次に、簡易水道事業特別会計につきましては、実質収支額2万円の黒字となりましたが、一般会計からの繰入金に依存している現状にあり、事業の性格上、独立採算は困難な状況にあるものの、31億4,383万5,000円の町債残高を有している点を考慮し、一般会計との整合性に十分配慮し、健全な財政運営を図られるよう望みたいと思います。

公共下水道事業特別会計につきましては、今年度の実質収支額はプラスマイナスゼロとなっておりますが、昨年度実質収支額554万円を控除した単年度収支額は554万円の赤字となりました。本事業につきましては、平成21年度4月から一部供用が開始されております。

町債につきましては、平成21年度末現在高は38億7,057万1,000円であり、今年度中に3億6,473万5,000円増加いたしました。今後も事業の進捗に伴い、町債の増加や公債費の増加が見込まれることから、財政の裏づけのあるより現実的な事業計画を立てられることを望むところであります。

その他特別会計につきましては、審査意見書に詳しく記載しておりますので、省略させていただきます。

最後に、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況につきましては、審査意見書に記載のとおりであります。この附属調書の計数に誤りはなく、基金運用も目的に沿って活用されていると認められます。

以上をもちまして、一般会計並びに特別会計の報告を終わらせていただきます。

引き続きまして、平成21年度有田川町水道事業会計でございます。

審査に付されました決算諸表は、いずれも地方公営業法、その他関係法令に準拠して作成されております。事業の経営成績及び財政状態は適正に表示されており、その数値は正確であると認められます。以下、お手元に配付しております平成21年度有田川町水道事業会計決算審査意見書の内容を中心に御説明申し上げます。なお、一部水道課長の御報告と重複する部分がございますが、御了承いただきたく存じます。

経営状況につきましては、平成21年度における収益的収支のうち、水道事業収益にあつては3億9,995万1,000円、前年度比1.9%の増、水道事業費にあつては2億8,827万3,000円、前年度比10.0%の減となりました。この結果、純利益は1億1,167万9,000円となり、昨年度に比べ3,947万5,000円の増益となっております。これは給水収益が湯浅分水の影響により増収となったことに加え、漏水工事などの突発的な修繕工事が少なく、水道事業費用が減少し

たこと及び昨年度において政府資金の繰り上げ償還を実施したことによる企業債の支払い利息が減少したことによるものであります。

一方、資本的収支であります。資本的収入は7,265万2,000円、資本的支出は2億6,792万4,000円となっております。差し引き1億9,527万2,000円の赤字となりましたが、この不足額につきましては、審査意見書8ページに記載させていただいたとおり、当年度分消費税等資本的収支調整額、過年度分及び当年度分の損益勘定保留資金、建設改良積立金取り崩し額により補てんされております。

次に、給水状況でございます。審査意見書3ページに記載させていただいたとおり、前年度に比べ各項目は増加しております。年間配水総量は前年度に比べ17万1,727立方メートルの増加となっておりますが、これに比べ年間有収水量が6万4,562立方メートルの伸びにとどまり、給水収益は増となりましたが、有収率は2.8ポイントの減となっております。水道管の更新や漏水調査等の対策を講じ、有収率の向上を図られますようお願いいたします。

職員給与費と労働生産性につきましては、職員給与費の減少に伴い、若干労働生産性が向上しております。したがって、職員1人当たりの営業利益が増加しております。

未収金につきましては、水道料未収金は493万3,000円で、昨年度に比べ収納率は0.7ポイント上昇し、未収金額は299万6,000円減少しております。利用者負担の原則からも、引き続き未納解消に努められますとともに、悪質な滞納者に対してはしかるべき措置を講ずるなど、厳格な対応を図られますようお願いいたします。

その他詳細につきましては、お手元に配付いたしました平成21年度有田川町水道事業会計決算審査意見書に水道事業の財務諸表が添付され、損益及び財政状況が示されておりますので、後刻ごらんくださるようお願いいたします。

これにて水道事業会計を終わらせていただきます。

引き続き、財政健全化判断比率等について、健全化判断比率等審査意見書に基づいて御報告申し上げます。

審査に付されました平成21年度健全化判断比率等は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、これらの算出過程並びに比率等については、いずれも適正であると認められます。各比率は、必ずしもすべてが健全な状態にあるとは言いがたく、改善を要する点も多々見受けられます。今後これら指標の動向を十分注視し、健全な財政運営を図られるよう要望いたします。

次に、各比率ごとの意見について申し上げます。お手元の審査意見書において詳しく記載しておりますので、概要だけを申し上げます。

まず、実質赤字比率につきましては、先刻御報告したとおり、平成21年度の実質収支は3億2,073万5,000円の黒字であります。したがって、実質赤字比率



は発生しておりません。しかしながら、歳入のうち38.2%、金額にして約60億円を地方交付税に依存しております。普通交付税の合併算定替特例措置の終了する27年度以降に備えた財政規模の見直しが必要になるものと予測されます。

次に、連結実質赤字比率について申し上げます。本指標は、普通会計に公営事業会計を含めた連結での赤字比率であります。連結での実質収支は8億9,928万3,000円の黒字となっており、したがって連結実質赤字比率は発生していません。今後とも連結ベース、また各会計ベースでも赤字あるいは資金不足が生じることのないよう注視する必要があります。実質公債費比率につきましては、3カ年平均であらわすことにより16.2%となっており、昨年度18%より改善されております。これは一昨年度、7億円の公債費の繰り上げ償還を実施した影響によるものであります。当該比率が18%以下になると、地方債の発行に際して県知事に協議後、同意を得ることで発行が可能となります。今後も地方債の発行については、知事の認可を必要とする許可団体とならないよう計画的に運用し、地方債の残額の削減が図られることを要望します。

次に、将来負担比率について申し上げます。審査意見書4ページをごらんいただきたいと思っております。

将来負担比率は95.5%となっており、この数値も昨年度より10.5ポイント改善されており、早期健全化基準の350%を大幅に下回っております。しかしながら、この95.5%の数値は決して低い水準ではありません。今後ともより健全化を施行していくことが肝要であると考えます。

最後に、資金不足率につきましては、審査意見書5ページから6ページに記載しておりますが、各会計とも資金不足は発生しておりません。しかし、水道事業会計と浄化槽事業特別会計を除く各特別会計では、繰り入れ基準額以上の一般会計からの繰り入れを行っております。今後これらの抑制に努め、受益者負担ないしは独立採算を原則とした手法で努力されることを期待いたします。

以上、平成21年度有田川町各会計決算の審査意見及び財政健全化判断比率等の報告をいたしました。なお一層財政健全化を施行し、町民の信頼にこたえるため行政の改革と執行をお願い申し上げます。監査委員としての報告を終わらせていただきます。

○議長（前勢利夫）

以上、監査委員の報告が終わりました。

暫時休憩します。

なお、休憩中に全員協議会を開きますので、よろしく願いいたします。

~~~~~

休憩 11時05分

再開 14時30分

~~~~~

○議長（前勢利夫）

再開いたします。

お諮ります。

日程の順序を変更し、日程第49、議案第122号を先に議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第49、議案第122号を先に議題とすることに決定しました。

……………日程第49 議案第122号……………

○議長（前勢利夫）

日程第49、議案第122号、名誉町民の称号を贈ることについてを議題とします。本案は、質疑、討論を省略させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

質疑、討論は省略させていただきます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決しました。

……………日程第5 報告第19号……………

○議長（前勢利夫）

日程第5、報告第19号、専決処分の承認を求めることについて、平成22年度有田川町一般会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定しました。

……………日程第6 報告第20号……………

○議長（前勢利夫）

日程第6、報告第20号、平成21年度有田川町財政健全化判断比率等についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第7 議案第88号～日程第24 議案第105号……………

○議長（前勢利夫）

お諮りします。

日程第7、議案第88号から日程第24、議案第105号までの18件を一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認め、日程第7、議案第88号から日程第24、議案第105号までの18件を一括議題とします。

一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第88号から議案第105号までの18件については、6人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これを付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 88 号から議案第 105 号までの 18 件については、6 人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置することに決定しました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 号の規定によって、議長において東武史君、坂上東洋士君、楠部重計君、新家弘君、西弘義君、中山進君を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した 6 名を、決算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 14 時 35 分

再開 14 時 36 分

~~~~~

○議長（前勢利夫）

再開いたします。

報告いたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会より、正副委員長について互選された結果の報告を受けています。委員長に西弘義君、副委員長に新家弘君が選任されましたので、御報告いたします。

お諮りします。

決算審査特別委員会に付託して審議することに決定した議案のうち、議案第 88 号から議案第 104 号までの 17 件は、閉会中の継続審査としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 88 号から議案第 104 号までの 17 件は、閉会中の継続審査とすることに決定します。

お諮りします。

日程第 25、議案第 111 号から日程第 29、議案第 115 号までの 5 件を一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

……………日程第25 議案第111号～日程第29 議案第115号……………

○議長（前勢利夫）

日程第25、議案第111号から日程第29、議案第115号までの5件を一括議題とします。

一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第111号から議案第115号までの5件については、産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

したがって、議案第111号から議案第115号までの5件については、産業建設常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第30、議案第80号から日程第48、議案第121号までを提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

なお、次回の本会議は、9月16日、木曜日、午前9時30分に開議します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

延会 14時38分